

知的障がい者柔道 競技者規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）の会員である知的障がい者柔道競技者（以下競技者）に関連する事項を定め、もって競技者を守りその成長を支援することによって、知的障がい者柔道への一層の理解、普及発展を意図し、さらには知的障がい者の社会参加を促進しその生活環境を豊かにすることを目的とする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる競技者、役員等の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 競技者とは、本連盟に会員登録した者であって、知的障がい者柔道競技会や練習会に参加する者をいう。なお、競技者が競技会に参加する際は、競技会主催者が規定する参加規約に従うものとする。

(2) 役員等とは、本連盟に会員登録した者であって、本連盟および加盟団体（その下部組織を含む）の役員、本連盟に団体登録した団体の部長、監督、コーチ等、競技者に対して指導する立場にある者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、競技者に適用するほか、役員等についても所要の規程を適用する。

第2章 競技者

(競技者の基本条件)

第4条 競技者は、柔道精神に則り、ルールと礼節を重んじ、正々堂々と競技をするとともに、知的障がい者柔道の発展に積極的に寄与するよう努めなければならない。
また、競技者は、本連盟の定款および本規程ならびにこれらに付随する規程類を遵守しなければならない。

(選手の肖像等の使用／広告宣伝活動)

第5条 本連盟の主催する練習会、競技会（以下「競技会」という。）に参加する選手の個人情報、競技会運営、競技会結果の報道・広報、知的障がい者柔道の理解促進・普及目的の範囲内において、利用する。

2 本連盟または本連盟の認めた報道機関・企業等が撮影した競技会の映像（写真・動画。競技会に関連して撮影された映像を含む）及び音声は、前項の目的に加え、

安全性の向上、指導法及び審判の研修・研究会に利用する。なお、肖像（写真・動画）の使用にあたっては本人から同意を得ることを原則とする。

（承認を要する事項）

第6条 競技者は、次に掲げる行為を行うときには、事前に申請書を本連盟に提出のうえ承認を得なければならない。

- （1）海外で開催される国際柔道競技会に参加すること。
- （2）柔道および柔道以外の競技で、賞金または出場報酬付きの競技会またはイベントに参加すること。
- （3）自らが自分の氏名、写真または競技実績を広告に使うことを許可すること。
- （4）広告宣伝媒体に出演すること。
- （5）商業目的の放送、映画、演劇その他の行事に出演すること。ただし、その出演が柔道に関係のないものであるときはこの限りではない。
- （6）競技者が、講演会、講習会、放送、新聞・雑誌の座談会その他各種の行事に有償で出演すること。

（競技者の禁止事項）

第7条 競技者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）国際パラリンピック委員会（IPC） および世界アンチ・ドーピング機構（WADA）、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）等が定める禁止物質の使用。競技者は上記団体の規約に従って遂行される医療検査と管理、特にドーピング検査にいつでも応じなければならない。
- （2）本連盟に届け出て承認を得ることなしに、第6条の行為をおこなうこと。
- （3）自己の競技に金品を賭け、またはそれに関連する賭博に関係すること。
- （4）前各号のほか、国際柔道連盟、国際知的障がい者スポーツ連盟および本連盟の規約に反する行為をすること。

（違反者に対する処分）

第8条 この規程に違反した者に対する処分は、倫理・懲戒規程その他の定めによるものとする。

第3章 役員等

（役員等の責務）

第9条 役員等は、常に品位と名誉を重んじ、競技者の模範となるよう行動しなければならない。

(準用)

第10条 第6条および第7条の規定は、役員等にも準用する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、令和3年12月3日から施行する。